

年金生活者支援給付金について



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

対象者

- 老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）
 - ・ 65歳以上で前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が881,200円以下の方
 - ・ 世帯の全員が市町村民税非課税
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合、前年の所得額が4,721,000円以下の方

■請求手続き

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、新たに対象となる方には、日本年金機構からお知らせが9月初旬頃から送付されます。同封の請求書を記入し、郵送してください。

※すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。



◆問い合わせ = 給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

厚生労働省HP

令和4年度

後期高齢者医療被保険者証2回目の郵送について



令和4年10月1日からお使いいただく被保険者証（セピア色）を9月中に簡易書留郵便で郵送します。有効期限は令和5年7月31日です。

- 現在お持ちの被保険者証（紫色）の有効期限は、令和4年9月30日です。10月1日以降は、使用できませんのでご注意ください。
- 国の制度改正により、一定以上の所得がある一部の方は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割となります。詳細については、該当の方へ同封するチラシをご覧ください。

◆問い合わせ = ④健康保険課（内線1250・1251）
⑤暮らしの窓口課（内線8027）

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力をお願いします。

●保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充などを行います。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4ヶ月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

●清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上）行う必要があります。
- 組合の許可を受けた清掃業者に委託してください。

●法定検査

- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会が行います。（☎029-291-4004）
- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8ヶ月の間に1回行う必要があります。その後は毎年1回行う必要があります。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受験指導文書が送付されます。

◆問い合わせ = ④下水道課（内線4821）